



平成27年 4月 17日

各 位

会 社 名 株式会社 安 楽 亭
代 表 者 名 代表取締役社長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役総務人事部長 本多 英明
(T E L 048-859-0555)

内部統制システムの整備に関する基本方針改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 17 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記の通り改定いたしましたのでお知らせいたします。

(下線部分が変更箇所です)

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
重要情報の保存及び管理は、規程（文書管理規程）に従って本社総務人事部での集中管理を行い、取締役は常時閲覧可能とする。
2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①内部監査室を中心とした組織横断的・全社的リスク状況監視及び管理部門としての「リスクマネジメント委員会」の設置により規程の整備・運用を行う。
 - ②使用人通報制度としての「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - ③営業活動、経営環境、会社財産状況等に応じて代表取締役からの全社示達及び担当取締役の設置を行う。
 - ④リスクの顕在及び重大損害発生が予測される場合、取締役は取締役会へ報告の義務を負う。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ①重要事項に関する多面的検討を目的とした各種委員会を設置する。
 - ②取締役会における年度予算の策定・見直しおよび月次・四半期業績管理を行う。
 - ③内部監査を随時行う。
 - ④コンプライアンス確保を目的とした教育・監査・指導の実施。
 - ⑤使用人からの苦情相談窓口（コンプライアンス委員会）を設置する。

- ⑥規則の制定・運用を行う。
- ⑦取締役の意思決定に関する遵守事項を設定する。
- ⑧監査役会による財務報告の信頼性の確認を行う。

4. 使用人の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は法令遵守を経営の最重要課題と位置づけ、各取締役・使用人の行為に法令等違背の事実又はその虞有りと合理的に思料される場合、代表取締役その他の取締役・監査役・コンプライアンス委員会へ通知でき、通知者はこのことによって就業条件その他に関して一切の不利益を受けない。同時に、内部監査部門による法令遵守体制の有効性のチェックを随時行う。

5. 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①横断的リスク管理等を目的とした委員会を設置し、個別内部監査を行う。
- ②親会社監査役会により財務報告の信頼性の確認を行う。
- ③関係会社管理規程により、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、定期的に報告を受ける。
- ④リスク管理にかかわる規則により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
- ⑤年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとにPDCA手法により業務遂行状況の評価を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役監査の実効性具備のため監査役が補助を必要と認めた場合、取締役の指揮命令に服さない補助使用人を必要名配置する。補助使用人の任免・報酬は監査役会が決する。

7. 6. の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

一時的に兼任で監査役補助職務を担う場合、兼任補助使用人は、取締役以下兼任補助使用人の属する組織の上長等の指揮命令を受けないものとし、兼任補助使用人の人事異動・人事考課・懲戒処分に関しては監査役会の同意を要する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

- ①監査役出席会議（議事録及び付議資料の閲覧にとどまる会議を含む）を設定する。
- ②監査役の閲覧に付する資料を設定する。
- ③監査役に定例的に報告すべき事項を設定する。
- ④監査役に臨時に報告すべき事項を設定する。
- ⑤内部通報制度に関する監査役の関与について設定する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

①担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに、当該費用又は債務を処理する。

②当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有効性について認識・理解し、監査役は必要に応じて専門家（弁護士・公認会計士・税理士等）と意思疎通を図るなど円滑な監査活動について保障される。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社及び子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動を強化し、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保するものとする。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を総務人事部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

以上